

環境配慮型コンクリート・セメントの利活用に向けた 基礎調査業務委託仕様書

1 業務名

環境配慮型コンクリート・セメントの利活用に向けた基礎調査業務委託

2 目的

温室効果ガスを多く排出するコンクリート・セメント業界と北九州市の連携による公共工事における環境配慮型コンクリート・セメント利活用の可能性を探る。

3 業務内容

(1) 日本におけるカーボンニュートラル（以下：CN）とコンクリート・セメント業界の動向

令和2年12月に国から「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、多くの業界が脱炭素に向けた取り組みを進めている。これらの取り組み状況を調査すると共に、コンクリート・セメント業界の置かれている現状とCNに向けた取り組み事例について調査すること。

(2) コンクリート・セメント各社の技術開発動向と市場調査

コンクリート・セメント業界や建設業界、研究機関等が取り組んでいるCNに向けた技術開発の現状調査及び環境配慮型コンクリート・セメントに関する市場を調査すること。

(3) 環境配慮型コンクリート・セメントの利活用に向けた課題と方向性

環境配慮型コンクリート・セメントを公共工事等に利活用する上で想定される課題と解決に向けた方向性の提案を行うこと。

(4) 公共工事に利活用する先進事例

環境配慮型コンクリート・セメント及びそれに関連する製品を利活用した自治体の先進事例、案件などを調査すること。

(5) その他本業務の目的を達成するために必要な事項の企画、提案及び調査

4 実施期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

5 業務実施場所

北九州市小倉北区城内1番1号

その他必要に応じて、発注者と協議の上、業務実施場所を決定すること。

6 報告書等の成果物

受託者は業務結果をとりまとめた報告書等を下記のとおり作成し、下記の提出場所に提出するものとする。

(1) 提出物

・ 報告書	A4版くすみ製本	5部
・ 報告書概要資料	A3版	5部
・ 報告書等の電子データを収納した	DVD-R	1式

(2) 提出場所

北九州市環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北九州市が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、発注者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (2) 受託者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、発注者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて環境イノベーション支援課等関係部署と協議・打ち合わせを行うこと。
- (2) 市と十分連携するため、本業務の実施にあたっては、頻繁に協議できる体制を構築のうえ、業務を進めること。
- (3) 調査・分析にあたっては、専門知識や制度に詳しい人物が1名以上担当し、専属担当者を置くこと。
- (4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは本市に引き渡す資料等の漏洩及び紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- (5) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (6) 事業費の上限は、¥3,000,000以内（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む）とする。
- (7) この仕様書に含まれない項目が発生した場合は、発注者及び受託者で協議を行ったうえで、対応を検討すること。